

**平成27年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会
第2回美浜区役所部会議事録**

1 日時：平成27年7月6日（月）午後14時～午後16時30分

2 場所：美浜区役所3階 3-2会議室

3 出席者：

(1) 委員

小川 真実 委員（部会長）、横山 清亮 委員（副部会長）、小野寺 浩一 委員、
鶴岡 国良 委員、三山 勝江 委員

(2) 事務局

白井美浜区長、坂本地域づくり支援室長、須田主査、相澤主任主事

4 議題：

(1) 指定管理者選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について

ア 千葉市美浜区高洲コミュニティセンターについて

イ 千葉市美浜区真砂コミュニティセンターについて

(2) 今後の予定について

(3) その他

5 議事概要：

(1) 指定管理者選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について

ア 千葉市美浜区高洲コミュニティセンターについて

次期指定管理者の選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について、審議した。

イ 千葉市美浜区真砂コミュニティセンターについて

次期指定管理者の選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について、審議した。

(2) 今後の予定について

今後のスケジュールについて、事務局から説明した。

(3) その他

委員からの質問等を受け付けた。

6 会議経過：

○事務局職員 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、平成27年度 千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第2回美浜区役所部会 を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、地域振興課地域づくり支援室の須田と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

本日の会議でございますが、千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について（平成22年7月16日千葉市市民局指定管理者選定評価委員会議決事項）に定める非公開事項に該当することから、全て非公開といたします。

また、本日は、夏期節電及び地球温暖化防止の取組みの一環として、職員は軽装とさせていただきますので、ご了承ください。

続きまして、委員の方のご紹介ですが、お手元の資料2「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会 美浜区役所部会 委員名簿」をご覧ください。前回の部会から変更はございませんので、こちらの委員名簿により、ご紹介にかえさせていただきます。

続きまして、職員につきまして、ご紹介いたします。

白井区長でございます。

○白井美浜区長 よろしく願いいたします。

続いて、地域振興課職員です。

坂本地域づくり支援室長でございます。

○坂本地域づくり支援室長 よろしくお願ひします。

○事務局職員 私が須田でございます。もう1名担当の相澤でございます。

○事務局職員 よろしく願いいたします。

○事務局職員 以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、区長の白井から一言ご挨拶を申し上げます。よろしくお願ひします。

○白井美浜区長 本日は、ご多忙の中、また雨にもかかわらず27年度の千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第2回美浜区役所部会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

先ほど、雨の中、現地を初めて視察していただきましたが、諸室の数については従来の約1.8倍となり、広くなる部屋や新設される部屋もございますが、交通事情などの様々な課題もございます。本日の部会では、次期指定管理者の選定に必要な募集要項等の案について審議を行っていただきたいと思ひます。また、この募集要項等に従って今後の募集審査を行うこととなりますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願ひいたします。

それでは、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日も効率的な審議をよろしくお願ひいたします。

○事務局職員 では、本日、使用する資料の確認をさせていただきます。

まず机の上に諮問書の写し、それから資料の中で修正がございまして、申しわけありませんが、修正の一覧表を机の上に配付させていただきます。事前にお配りした赤いフラ

ットファイルでございますが、次第と席次表、そして会議資料の一覧がございます。

続きまして、資料1が本日の進行表、資料2が委員名簿、資料3が美浜区役所部会で審議する公の施設の一覧、資料4-1から4-5まで枝番をふっておりますが、こちらが高洲コミュニティセンターに関する資料で、全て案ですが、募集要項、管理運営の基準、指定申請書類、基本協定書、選定基準の5種類がついております。

続きまして、資料5-1から5-5までは真砂コミュニティセンターで、枝番号は先ほどと同様となります。

資料6は今後の流れで、部会から基本協定締結までの流れを記載しております。

続きまして、参考資料1がコミュニティセンターの設置管理条例と新旧対照表、同条例の設置管理規則となります。

参考資料2が指定管理者の選定等に関する条例、資料3が市民局の選定評価委員会の会議の公開や議事録の作成に関する議決事項、資料4が部会設置に関する議決事項となります。不足等ございましたらお知らせください。

続きまして、本日の会議の成立についてご報告いたします。本日の出席委員は、全委員さんの出席となっておりますので、「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例 第11条第7項において準用する第10条第2項」に基づき、会議は成立しております。

それでは、これより、議事に入らせていただきます。これからの議事につきましては、進行を小川部会長にお願いしたいと存じます。

よろしくお願ひいたします。

○部会長　それでは、次第に従いまして議事を進行してまいります。ご協力のほどよろしくお願ひします。

初めに、議題1の指定管理者選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について入らせていただきます。

それでは、まず審議の流れについて、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局職員　皆様には、これから事務局よりご説明いたします募集関係書類に関して、修正すべき点などが無いかについて、ご審議をいただきます。そして、皆様からいただきましたご意見を反映したものを、次期指定管理者の公募に係る募集関係書類として確定し、それをもって公募を開始する流れとなります。

なお、公募にあたっては、募集関係書類のうち「募集要項」、「管理運営の基準」、「指定管理者指定申請書類」、「基本協定書」を公表します。「選定基準」については、選定前に公表することで適正な選定業務に支障を及ぼすことが懸念されることから、選定が終了するまでは公表いたしません。

事務局からの説明は以上でございます。

○部会長　ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

○部会長　それでは、両施設の募集条件等に係る審議に移ります。

まず、千葉市美浜区高洲コミュニティセンターについてご説明をお願いいたします。

○事務局職員　それでは、「千葉市美浜区高洲コミュニティセンター」に係る募集関係書類について、ご説明いたします。

なお、前回の指定管理者募集では、現在の真砂コミュニティセンターが企業庁からの無償貸付を受けて運営しており、指定管理者が施設管理を行う必要がないことから、スケールメリット等を考慮し、高洲・真砂コミュニティセンターとして一括公募しておりましたが、次期指定管理者募集にあたりましては、真砂コミュニティセンターが学校跡施設へ移転することに伴い、施設ごとに募集を行うこととなります。

はじめに、資料4-1「募集要項」についてご説明いたしますが、一部資料の修正がございます。修正箇所につきましては、後ほどご説明いたします。

この「募集要項」は、施設の設置管理条例及び管理規則の規定を踏まえ、対象施設の概要・業務の範囲・選定のスケジュールなど、募集の概要について示したものであり、指定管理者制度を所管しております業務改革推進課が全庁的に標準的なひな形として示しているものに、各施設の特性等を加味し、作成しております。

実際に資料をご覧くださいながら、ご説明いたします。

資料4-1の、2ページをご覧ください。

「1 指定管理者募集の趣旨」でございますが、指定管理者制度の概要について、記載しております。

次に、3ページをご覧ください。

「3 公募の概要」ですが、こちらは管理対象施設、指定期間、業務の内容、選定の手順について定めています。

中段の日程表をご覧ください。

表の1番目ですが、本日の部会でご審議いただく募集関係書類は、7月27日（月）に公表・配布いたします。その後、2応募者への説明会、3質問の受付、4質問の回答、5指定申請書の提出、6事務局で行う形式的要件審査と続き、7番目ですが、10月19日（月）に第3回美浜区役所部会を開催し、委員の皆様によるヒアリング・選定を実施いたします。なお、両施設の応募者数の合計が5者を超えた場合、予備日として10月15日（木）にも、部会を開催する予定です。開催につきましては、後日、事務局よりお知らせいたします。

なお、真砂コミュニティセンターも同様の日程となっております。

次に、4ページをご覧ください。

「4 管理対象施設の概要」でございます。

こちらは、管理対象施設の設置目的や特徴などについて記載しております。

まず、コミュニティセンターの設置目的は千葉市コミュニティセンター設置管理条例第1条のとおり「市民のコミュニティ活動のための施設として、コミュニティセンターを設置」しております。

また、施設の目的・目指すべき方向性を示すビジョンは「コミュニティ活動を促進し、市民の連帯感を醸成することで、市民主体の住みよいまちづくりを推進すること」としてあります。

また、このビジョンを実現するため、施設の社会的使命や役割を示すミッションは

○コミュニティ活動の場を低廉な料金で安定的に供給すること。

○地域の特性を踏まえ、コミュニティ活動の契機となる事業を企画・実施すること。

○コミュニティ活動を行う上で必要とされる情報発信の場となること。

といたしました。

このような設置目的等を受け、当施設の特徴ですが、
「ア コミュニティ活動の場と機会の提供」として、
（ア）積極的にコミュニティ活動を行っている人だけではなく、コミュニティ活動に参加する機会の少ない人も含め、多くの市民が活動に参加する場と機会を提供する
（イ）文化、スポーツ、レクリエーションなどのコミュニティ活動のきっかけをつくり、市民の主体的な活動を促進するための支援を多面的に行う
その下「イ 情報発信、相談機能」として、
（ア）地域の文化資源、人材等の情報を収集、蓄積、提供できる仕組みを持ち、必要な情報を広く発信する
（イ）施設利用に伴う助言及び指導だけではなく、コミュニティ活動を行っていく上で求められる情報提供や紹介、助言ができる相談機能を持つ
といった考えに基づき事業を実施しております。

なお、こちらについては、真砂コミュニティセンターも同内容となっております。

次に、5 ページ「(3) 施設の概要」をご覧ください。

高洲コミュニティセンターは、「美浜図書館」「稲毛海岸子どもルーム」「高洲・子育てリラックス館（保育支援課）」「美浜いきいきプラザ分室（高齢施設課）」が併設された複合施設であり、指定管理者にて建物一括管理を行います。

なお、今年度の11月から2月の4か月間休館し、空調設備改修工事を実施する予定であり、部屋ごとに空調のオンオフができるようになる、ガス式から電気式になるなど、現在の空調方式から変更することとなります。

施設の維持管理に関する業務の基準につきましては、資料4-2「管理運営の基準」の中で、ご説明いたします。

次に、その下「(4) 指定管理者制度導入に関する市の考え」についてですが、ここでは、制度導入による市のねらい（見込の効果）及び、そのねらい（効果）を達成するために指定管理者に期待する役割について記載しております。

読み上げますと、

「本施設では、指定管理者制度導入により、市民サービスの向上を図り、さらに多くの市民に利用していただくという効果を見込んでいます。したがって、市としては、指定管理者が民間事業者としてのノウハウを活用した質の高いサービスを提供するとともに、魅力的な事業の企画や効果的な広報活動を実施することなどにより、施設の利用が促進されることを期待しています。」と記載しております。

さらにその下に、施設の管理運営における「成果指標」及び「数値目標」を設定し、明示しております。具体的な成果指標として、「諸室の稼働率」を掲げ、また、数値目標は過去の実績等を勘案し、「指定期間最終年度において、諸室の稼働率53%以上といたしました。こちらの稼働率の数字ですが、本日机上に配布した「資料修正一覧表」のとおり、「53.2%→53%」に修正させていただきます。修正につきましては、業務改革推進課より、小数点以下を四捨五入し、整数で表示することで問題ないとの指示があったことから、修正いたしました。

なお、この数値目標は、他の資料でも記載されている箇所がありますが、「資料修正

一覧表」のとおり、すべてこちらの数字に修正させていただきます。

次に、6ページをご覧ください。

「5 指定管理者が行う業務の範囲」でございます。

ここでは、指定管理者が行うべき必須業務及び行うことができる自主事業、また再委託について定めております。具体的な業務の詳細については、後ほどご説明します資料4-2「管理運営の基準」で示しております。

次に、7ページの「6 市の施策等との関係」についてですが、公の施設の管理者である指定管理者に求める公的責任として、市の施策等について市と同様に行うべきことを記載しております。

また、今後、概ね年に1回程度、市の施策等についての指定管理者に対する説明会・研修会を実施する予定であり、指定管理者はこれに出席するものである旨も、こちらに記載しております。

次に、8ページの「7 指定管理者の公募手続」ですが、指定管理予定候補者の募集から、指定までの具体的な手続きを記載しております。

次に、11ページの「8 応募に関する事項」では、応募資格及び失格事由、提出書類、留意事項などを定めております。

次に、15ページの「9 経理に関する事項」でございます。

ここでは、指定管理者の収入と支出に関すること、指定管理料の支払いに関するもののほか、利益の還元について、記載しております。

16ページをご覧ください。

ページ一番上に、「指定管理料の基準額について」という項目があり、当施設の管理に係る指定期間全体の指定管理料の基準額を記載しています。事前にお配りした資料では、数字の記載がありませんでしたが、「資料修正一覧表」の上から2段目に記載がありますとおり、基準額は棒読みで265,567千円（2億6556万7千円）となりました。

応募者はこの基準額の範囲内で指定管理料を市に提示することとなります。この基準額を超える提案をした場合には、形式的要件審査の時点で失格となり、提案内容審査に進むことはできません。

同ページの下段「(5) 利益の還元について」ですが、

指定管理者が管理業務や自主事業の実施により利益を得た場合、その利益は、指定管理者の経営努力によるものである一方、公共財産である公の施設の管理運営業務から生まれたものでもあると考えられることから、計画を大きく超える利益があった場合には、その一部を市民に還元することとしております。

なお、今回から、利益の還元の方法は市から基準を示しています。応募者の提案でこれを上回る基準とすることもできますが、審査の対象にはありません。

次に、18ページをご覧ください。

「10 審査選定」でございます。ここでは、選定方法や審査基準の概要、審査項目及、配点などについて、記載しております。

これらの詳細については、資料4-5「選定基準」において、ご説明いたします。

20ページ以降に、「11 関係法規」、「12 参考資料」、「13 その他」を記載していますが、これらに関しましては、説明を省略させていただきます。

募集要項につきましては以上でございます。

続きまして、資料4-2、高洲コミュニティセンターに係る「管理運営の基準」について、ご説明いたします。

これは、指定管理者が行うべき業務の詳細について記載し、市が指定管理者に要求する指定管理業務の水準を示すものです。

まず、3ページから5ページにかけまして、高洲コミュニティセンターの諸室の貸出業務等について記載しています。

5ページ「(2) 市からの事業実施受託業務」ですが、こちらは、指定管理者が必ず行わなければならない業務であり、指定管理料に含まれる業務となります。

「イ 絵本の読み聞かせ、おはなし会等の実施」がありますが、これは前回の選定時にはなかった事業実施受託業務であり、「千葉市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの自主的な読書活動を推進するため、絵本の読み聞かせ、おはなし会等を年4回以上実施すること。」を次期指定管理者に対して行わせることとしました。

高洲コミュニティセンターは、図書館が併設されており、競合することを懸念して、読み聞かせ等の自主事業を実施していませんでしたが、教育委員会に確認したところ、より多くの回数を開催してほしいとの要望がありましたことから、高洲コミュニティセンターでも開催することといたします。

その下、(3) その他の業務として、「利用者支援」や「災害時の対応」等について記載しているほか、8ページから、「施設維持管理に関する業務の基準」が示されております。

こちらの施設維持管理業務につきましては、現在の高洲コミュニティセンターの運用と同様となっております。

高洲コミュニティセンターは複合施設ですが、基本的には建物一括管理となりますので、設備の点検や清掃、機械警備、駐車場・植栽を含む外構などの維持管理を、指定管理者が行うこととなります。なお、専用部分における修繕の実施と備品の管理、諸室の施錠及び鍵の管理につきましては、施設ごとに行う責任を負うものとしております。

また、光熱水費（電気・ガス・上下水道）は、指定管理者が支払うこととし、通信費（放送受信料・電話料金・インターネット使用料等）は、各施設にて支払うこととしております。

16ページから、「4 経営管理業務に関する基準」として、「事業計画書や事業報告書の作成業務」、「利用者意見等の把握」などについて記載しています。

21ページをご覧ください。中段「6 自主事業」の項目に、自主事業の留意事項を記載しておりますが、先日の第1回美浜区役所部会の中でご意見をいただいたため、「エ 公共性・公益性のある企画を実施すること。」を盛り込みました。

なお、22ページ上段に、現在、地域と協力して開催されている「5・5まつり」などの行事を参考として記載しております。

「管理運営の基準」につきましては以上でございます。

次に、資料4-5「選定基準」について、ご説明いたします。

こちらは、先ほどご覧いただきました「募集要項」に記載している審査基準について、より詳細に定めたものになります。

具体的には、審査の流れ、審査の方法、審査項目、採点の基準と方法、各審査項目の配点などを記載しております。

委員の皆様には、10月に開催いたします部会において、こちらの「選定基準」に示す「採点基準」を踏まえ、応募者から提出された提案書の内容について、点数をつけていただくこととなります。

なお、この選定基準は、公表すると採点方法に応じて作為が働くなど、審査の本質が損なわれるおそれがあるため、募集・選定の段階では非公開となりますので、ご注意ください。

まず、1ページ「1 審査方式」でございます。

「(1) 形式的要件審査」ですが、こちらは、提案書を含む応募者からの提出書類を、3ページに記載されております「ア 応募資格」の各要件を満たしているか、「イ 失格要件」に該当するものでないかを確認するものです。この審査に通過した応募者が、第二次審査である「提案内容審査」に進むことができます。

次に、4ページ「3 提案内容審査」についてですが、ここでは、審査項目とその配点を示しており、提案書の内容について、審査項目ごとの採点基準に基づき、委員の皆様へ採点を行っていただきます。なお、一部の評価を必要としない審査項目につきましては、事務局で機械的に採点した上で委員の皆様へご報告いたします。

採点が終わりましたら、審査項目ごとに各委員の採点の平均点を算出し、その合計を総得点として算出します。総得点が高い提案を最優秀提案として選定いたします。

総得点が高い提案が複数ある時は、配点が20点、10点としている6項目の合計が高いものを上位とします。

千葉市のルールにより、大項目の1から4については、原則として5点を配点しておりますが、その中でも重要な審査項目として位置づけたものは、配点を加点し、10点としております。配点を加点しているものについて、ご説明いたします。

5ページをご覧ください。「イ 審査項目の配点の考え方」でございます。

はじめに、「1 (1) 管理運営の基本的な考え方」ですが、設置目的、ビジョン・ミッションの適正な理解に基づく施設の管理運営を行うことが重要であるため、10点としております。

次に、「4 (4) 施設の利用促進の方策」ですが、コミュニティ活動を促進するには、施設の利用促進を図ることが重要であるため、10点としております。

次に、「4 (7) 成果指標の数値目標達成の考え方」ですが、市の設定する「成果指標」及び「数値目標」をより効果的・効率的に実現するため、重要な項目であることから10点としております。

次に、「4 (8) 自主事業の効果的な実施」ですが、コミュニティ活動の契機となる事業を企画・実施する重要な項目であることから10点としております。

次に、「5 (1) 収入支出見積り目の妥当性」ですが、施設の管理運営を適正に行っていくためには、妥当な見積りに基づく収支計画が重要であるため、10点としております。

次に、「5 (2) 管理経費（指定管理料）」ですが、「管理経費の縮減」は「市民サービスの向上」と並ぶ指定管理者制度の目的の1つである一方で、過度なコスト削減による市

民サービスの低下は防ぐべきであることを踏まえ、20点としております。

次に、6ページをご覧ください。こちらは、採点方法について示しております。

「ウ 各項目の審査・採点方法」のうち、まず「(ア) 原則」でございます。

こちらに記載されておりますとおり、一部の審査項目を除き、原則5段階評価にて採点を行っていただきます。

表の評価Cの欄をご覧ください。

「管理運営の基準等で設定した水準どおりの業務が行われることが見込まれる」場
には、「配点に0.6をかけた」得点とし、

B評価は、「さらに市民サービスの向上又は管理経費の縮減に一定程度の効果が見込まれる」場合で「配点に0.8をかけた」得点、

A評価は、「大きな効果が見込まれる」場合で「配点に1.0をかけた」得点、

D評価は、「管理運営の基準等で設定した水準に満たない業務が行われるおそれがある」と判断される場合で「配点に0.2をかけた」得点、

E評価は、「明らかに満たない提案がなされている」場合で「0」点となります。

また、過半数の委員が「D」評価とし、又は1人以上の委員が「E」評価をした場合、委員の皆様において協議をしていただき、当該応募者を失格とすることが相当であるか否かを判断していただくこととなります。

次に、同じ6ページの下段「(イ) 上記原則によらない審査項目」についてご覧ください。

こちらに記載した2(1)から6(5)の項目については、ただいまご説明した5段階評価によらない方法により、採点を行うこととなります。

そのうち、配点割合の大きい「5(2) 管理経費(指定管理料)」に係る採点方法について、ご説明いたします。12ページをご覧ください。

この項目では、「基礎点」と「加算点」の合計が得点となります。

まず、「基礎点」とは、提案額が基準額を超えない場合に12点を加算するものです。

次に、「加算点」についてですが、配点の残り8点に、「基準額からの削減率」を「目標削減率」で割った値をかけ、算出したものをいいます。

なお、基準額からの「目標削減率」は、コミュニティセンターでは10%としており、目標削減率を超える削減をした額の提案がなされた場合でも、「加算点」は上限の8点となります。また、その提案額の妥当性については11ページ「収入支出見積もりの妥当性」の項目にて慎重に審議していただくこととなります。

これまでご説明してきました資料の他に、応募の際に使用する「資料4-3 指定管理者指定申請書類」と「資料4-4 基本協定書」を添付しております。

資料が前後して申し訳ありませんが、

まず、「資料4-3 申請書類」につきましては、1ページ目から2ページ目にかけて、様式の一覧を記載しております。

「1 指定申請書類関係」は、申請書や応募団体の概要等、応募者が提出する書類の様式となっております。

2ページ中段「2 提案書関係」は、応募者が具体的な提案を記載する書類となります。

なお、この提案書様式は、先ほどご説明した選定基準の審査項目ごとに記載するようになっております。

その下「3その他」は、説明会参加希望届や質問書の様式になっております。

次に「資料4-4 基本協定書」につきましては、指定管理者が行う施設の管理運営業務の詳細な事項や管理運営に付随して定めておくべき事項などについて、市と指定管理者との間で締結するものでございます。

具体的な内容につきましては、指定管理者として決定した後、協議を踏まえ、作成されることとなります。

一部修正がありますので、修正箇所のご説明をいたします。

修正箇所は、「資料修正一覧表」中段にありますとおり、第4条と第7条第2項です。

具体的には、「募集関係図書等」という用語の定義を修正しております。

第7条第2項では、管理業務の範囲と実施条件を定めていますが、「募集関係図書に記載された条件」よりも「提案書に記載された条件」の方が好条件のときは、「提案書に記載された条件を使う」ということを明確にするために、修正いたしました。

千葉市美浜区高洲コミュニティセンターに係る募集関係書類に関する説明は、以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。ただいま事務局からご説明いただきました募集条件や審査基準等に関して、ご質問も含めご意見ございますか。

○委員 資料4-1「募集要項」の17ページ、利益の還元についてですが、先ほどの事務局からの説明では、提案したとしても審査されないとありました。これは失格という意味ではなく、加点しないといった意味ですか。

○事務局職員 はい、採点項目には含まれません。資料4-5の選定基準の12ページに削減率を加算することとしておりまして、そもそも利益の還元が見込めるのであれば、当初から削減という形で指定管理料の提案をしていただく方が望ましいという考えによります。

○委員 では、こちらの加算点で8点や満点をとるということですね。

○事務局職員 はい。

○委員 それから、資料4-2「管理運営の基準」の22ページ「5・5まつり」はどのようなものでしょうか。

○事務局職員 「5・5まつり」は、浜友の会という地域住民から組織された団体が主催で開催している子どもたちのためのお祭りで、高洲コミュニティセンターをメイン会場としています。コミュニティセンターは自主事業として協力し、地元の中学校の吹奏楽部の演奏や模擬店・ゲームなどが催され、毎年多くの方々が賑わっています。

○委員 5月5日に開催するのですね。

○事務局職員 はい、子どもの日に開催しています。

○委員 今年で33回目になります。子どもたちが小さい頃からずっと、地域の5月5日は「5・5まつり」があるということで定着はしております。あの地域では一番大きなイベントではないかと思えます。

○事務局職員 そうですね。毎年、来場者が2万人程いらっしゃるそうです。

○委員 地域住民まで巻き込んで、「5・5まつり」のために外へ出た人たちが帰ってく

るということもあるほどのお祭りです。

○事務局職員 ですから、これは指定管理者が変わった場合でも継続的に協力して開催をしていただきたいというところですので、募集要項の中に記載をさせていただいています。

○委員 わかりました。

○部会長 はい。ありがとうございます。ほかに何か質問等、ご意見ございますか。

○委員 では資料4-1「募集要項」の5ページ「(4) 指定管理者制度導入に関する市の考え」で、成果指標と数値目標が挙げられていますが、この積算の根拠と美浜区高洲の地域性というものがあれば、補足説明として教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○事務局職員 こちらの数字の根拠は、今までの過去の稼働率の伸び率を考慮し、小数点以下切り捨てまして1%としております。26年度の稼働率が47%でしたので、そこから年間1%増加し、最終年度は53%となります。地域性を考えますと、周辺地域の高齢化率は増加傾向にありますので、利用が伸びる可能性もありますが、その方たちのうち、どれくらいの利用があるかを判断することは難しいところですので、平均稼働率から算定しています。

○委員 利用者が増える見込みがあるということですね。達成できなくてもいいのですね。

○事務局職員 そうですね、目標になります。

○委員 駐車場の台数の増減はありますか。

○事務局職員 ありません。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

資料4-2「管理運営の基準」の21ページ、「6 自主事業」の中に公共性・公益性のある自主事業を企画する旨を記載したとご説明がありましたが、これについては、市からの受託事業の読み聞かせも含めて、これまでの部会の中で出ていた意見も反映していただければと思います。ただ、読み聞かせの事業ですが、競合施設がありますよね。

○事務局職員 併設施設である美浜図書館と競合しますが、教育委員会に確認したところ、より多くの回数を実施してほしいとのことでした。

○委員 そこについては何か規制を設けますか。年間の回数や間隔など。

○事務局職員 美浜図書館とは日時や対象年齢など、差別化した方がいいと思います。

○委員 美浜図書館というのは、誰が管理しているのですか、市の直営ですか。

○事務局職員 直営です。

○委員 では指定管理者は市と話し合えばいいのですね。

○事務局職員 そうですね。

○委員 意見としましては、逆にうまく競合できるように、指定管理者から提案いただいた方がいいのではないかと思います。

○委員 提案者側は、情報を持っているのでしょうか。

○事務局職員 情報はお渡ししていませんので、ホームページなどで確認していただくことになります。

○委員 うまい提案をプレゼンしてもらえばいいわけですよ。

- 委員 情報が十分にあれば提案しやすいですが。対象年齢はどれくらいですか。
- 委員 幼児と低学年です。
- 委員 幼児については、幼児室で自主事業として読み聞かせをしたことがありましたね。
- 事務局職員 以前、美浜図書館と協力して開催したことがあります。
- 委員 やはり夏休みや冬休みなどに集中しそうなので、それで本当にいいのかなとは思いますが。
- 委員 美浜図書館は毎週金曜に開催しているので、そこにぶつけることには抵抗がありますね。幼児についてはそれでおおむね足りると思います。そうするとターゲットとしては離れていいのかなと思います。小学生以上ですと、夏休みなどに企画をしないと集まらないと思いますので、その辺の話し合いが必要だと思います。
- 委員 区によって力の入れ方も違いますからね。まさか毎週金曜日、ウィークリーでやっているとは思いませんでした。
- 事務局職員 回数など、美浜図書館へ再度確認いたします。
- 委員 確か、2階の子育てリラククス館で開催していたと思います。
- 委員 読み聞かせということですが、公民館ありますね。
- 事務局職員 はい。
- 委員 公民館でも社会教育の一環として色々な事業を行っていますよね。公民館との関係はどうでしょう。
- 委員 読み聞かせではなく、昔話の語りの会を年に数回実施していたと思います。
- 委員 これは他の部会でも問題になっています。市が行っている様々な事業が競合していますが、そこは指定管理者がコントロールできる部分ではないですよ。
- 事務局職員 そうですね。
- 委員 うまくバッティングしなければいいでしょうが、逆に言うとバッティングした方がいいのですかね。
- 委員 やはり公民館とコミュニティの主催事業は同じようなことをやっていますよね。先ほどの読み聞かせにしてもお祭りにしても、対象年齢や内容などが同じですね。それは、もう少し何とかならないのかなと思います。
- 白井美浜区長 高浜地区と高洲地区では、住民の住み分けはありますか。
- 委員 公民館は高浜に、コミュニティセンターは高洲にありますが、同じような人たちが利用しているというところはあると思います。
- 部会長 他にいかがでしょうか。話を整理していくと、類似する競合施設との調整というのが検討材料にはなりますが、親部会で審議した方がいいかと思います。
- 委員 資料4-5の選定基準についてですが、審査方式が形式的要件審査と提案内容審査という2段階ですが、形式的要件審査というのは、どこからどこまでを指すか確認させていただいてもよろしいでしょうか。
- 事務局職員 形式的要件審査については、3ページに記載があります。応募の資格がない、失格要件にかかっている、提出していただいた書類に不備があるなど、事務局で機械的に審査ができるものです。提案内容審査は、4ページ以降に記載があります。
- 委員 わかりました。それを踏まえて議論していきたいのですが、指定管理者の選定

と評価に関する流れを見てみると、採択された事業者と年度協定を締結して、指定管理者が作成した計画書と報告書を突き合わせて評価をしていくという流れですね。

○事務局職員　　そうですね。

○委員　　そうすると、提案書の水準が高かろうが低かろうが、採択されてしまえばあまり問題になりませんよね。

○事務局職員　　そうですね。ただ、提案内容の水準が低ければ、そもそも選定されないというところはあります。

○委員　　応募してくる業者がほとんどいないという場合もありますよね。そうすると、この仕組みではその問題点が解決できませんよね。

○事務局職員　　そうですね。

○委員　　例えば審査項目及び配点を見てみると、「4 施設の効用を最大限発揮すること」の「(1) 開館時間・休館日の考え方、(2) 利用料金の設定及び減免の考え方」がありますが、これは指定管理者として公の施設の管理を行うのであれば、全コミュニティセンター統一の要件として設定して、そもそも配点項目とする必要がないのではないかと思います。その分、他の項目に点数を配分したらどうかと思います。指定管理者の中には、社会貢献・専業・本業に関連させて新規参入してくる業者等、様々な業者が参入していて、一長一短ですね。ですから、千葉市の税金を使って、市民サービスを向上させるのであれば、そういった意味を問う必要性のある項目である「6 その他市長が定める基準」の「(1) 市内産業の振興、(2) 市内産業の育成」などの比重を上げてほしいとは思いますが、この部会だけで決められるものでもないので、他部会でも同様の話をしています。募集までまだ時間もありますし、一度、全区の担当者を集めて、勉強会や意見交換会を設けた方がいいのではないのでしょうか。その中で判明することもあるかと思ひますし、見直す時期にきていると思ひます。

○事務局職員　　そうですね。そのご意見は、他部会でもお話があったと伺ってしまひて、市民局として検討中ではあります。

○委員　　委員の皆さんにも問題意識を共有してほしいと思ひ、他部会でも話をしています。

○事務局職員　　開館時間や利用料金については、指定管理者が提案できるようになっていることもありますし、その考え方や取り組みについて提案を求めるものであるため、項目としては必要であると思ひます。

○委員　　利益還元の仕方についても、もう少し市民サービスが向上するような採点基準にしてほしいなと思ひますね。

○委員　　よろしいですか。採点基準ですが、地域の実情に応じて多少振り分けることはできないのですか。

○事務局職員　　できます。

○委員　　そうですね、採点基準の変更はできるのですよね。ですが、「5 (2) 管理の経費の縮減」に関しては、配点は20点ですが、実は形式的に基礎点として12点の加点をしていて、残りの8点についても削減率から導き出されますから、我々が審査の中で採点できるわけではないですね。

○事務局職員　　そうですね。削減率で、加点は機械的に決まってしまうます。

○委員　　前回の採点の時ですが、「2 施設の管理を安定して行う能力を有すること」の

項目では決定的な違いがつきませんでしたね。当たり前のところですから、そこに点数を配点してもとは思いますが。地域性に関する項目を分けて、新たな項目・配点基準をつくりませんか。

○委員 一番この部会として重要となるのは、「4 施設の効用を最大限に発揮するものであること」と「5 施設の管理に要する経費を縮減するものであること」の審査項目ですね。先ほどの話ですが、地域特性というよりはやはり市内業者の振興や育成などは基本的な部分だと思います。委員の皆さんへの意見としては、最終的に我々が審査するわけですから、審査の仕方やどこを重視するかなど、ある程度意思の統一を図って同じ方向を向いていた方がよいのではないかと思います。

○委員 地域性が出せるとすれば、施設の利用促進の方策や自主事業の効果的な実施というところで一番差がつくと思いますね。やはり高齢化が進んで行くと、サークルを維持していくことが難しくなってくるという意見をよく聞きます。そうすると、自主事業は結構重要性が出てきますよね。真砂コミュニティセンターのような新規施設は、より認知度を上げていく取り組みというのが必要になってくると思いますから、地域性を考えた場合、「4（4）施設利用促進の方策、（8）自主事業の効果的な実施」の項目の配点比率を高くすることも考えられるのではないのでしょうか。

○委員 そうですね。確かに真砂コミュニティセンターは新設ですし、障害者施設との複合であるといった特性がありますね。ですから、8月の業者説明会と現地見学会では、施設の特徴などをきちんと市から説明していただきたいと思います。それを意識して各応募者には提案書を作成いただき、自分らが指定管理者になってからこういうふうに使いますよということを具体的に意識してプレゼンしていただきたいと思います。

○委員 他部会でも話をしていますが、地域性を考慮する採点基準を入れるのであれば、区長の考える区政、区の運営の仕方を採点基準の中に入れた方がいいと思います。例えば、先ほどの読み聞かせについて美浜図書館と競合することを踏まえた上で、あえてそこを推していくとすれば、まちづくりの姿勢として、幼児教育の段階から読書・本を読む力を強化していくまちづくりをしていきたいと強調できるかだと思います。

○委員 委員が前回の選定の際にもいらっしゃったとのことですが、他の委員さんはいかがですか。

○事務局職員 委員のみです。

○委員 委員のみですか。前回選定して、特徴的な傾向はありましたか。

○委員 高洲と真砂のコミュニティセンターを一括公募したので、そもそも応募業者が少なく、選択肢が少なかったです。ですが、真砂コミュニティセンターの指定管理者は、結構検討していますよね。

○事務局職員 応募者数は2者でした。

○委員 そうなると、今回の真砂のコミュニティセンターに関しては、別な考え方をしなければいけないということですね。場所も規模、駅からの距離なども異なっていますし。

○事務局職員 そうですね。

○委員 不思議なことに、各施設で応募してくる業者が異なっていますよね。

○委員 市からの指定管理料の高い施設に集まります。

○委員 そういう考えがあるのですよね。今回上限額を決めていますが、逆にそれが裏

目に出てくる可能性がありますよね。

○委員 自主事業の達成率は高いですよ。

○事務局職員 はい。

○委員 諸室の稼働率が23年度には41.5%でしたが、26年度には47.2%まで上がっていて、それが住民の福祉や厚生に寄与しているのだとすれば、自主事業は結構重要な役割を果たしているのでは、配点を上げてもいいと思います。

○委員 その稼働率ですけど、一般利用者として見ていまして、昼間に比べて、夜間が空いていますよね。

○委員 もう頭打ちに近づいているとは思いますが。

○委員 夜間は騒音問題などもあるので、使う団体が少なくなっているという現状もあると思います。

○委員 そもそも夜出歩きますかね。

○委員 いえ、出歩かないです。以前は太鼓の団体が夜間利用していましたが、今は音の問題でほとんど利用しなくなってしまって、夜間の稼働率を上げるというのはすごく難しいかなという気はします。

○白井美浜区長 夜型の自主事業の提案があって、参加者を呼べればいいのですが。

○委員 そもそも夜に外に出ない年代になっていますよね。駅の周辺はにぎやかですけども、コミュニティで勉強会を開くというのは少ない。まして音が出せないとなると。

○事務局職員 現状、夜7時から9時の稼働率は、大体30から35%ぐらいですね。

○委員 ですよ。ですから、稼働率を50%まで上げるのは難しい。

○事務局職員 ただ、28年度から利用者の範囲を広げて、個人や法人なども使用が可能になる予定です。

○委員 そしたら、稼働率が上がるかもしれないですね。

○事務局職員 はい、会社終わってから、会議や勉強会を開催することもできます。

○委員 法人と言いますとどういう意味ですかね。

○事務局職員 今までは、市内在住者などから構成されているサークルや自治会などの地域団体などにしか使用を認めていませんでしたが、法人として利用登録をし、使用することが可能となります。

○委員 非営利、営利ってそういう意味ではなくて。

○事務局職員 そうですね、営利団体には、使用を認めていませんでした。ただし、今後も、営利を目的とする活動をする場合には使用ができません。

○委員 それは、条例改正の話ですよ。

○事務局職員 そうです。蘇我コミュニティセンターと蘇我勤労市民プラザの統合に伴い、利用方法を変更することになりました。勤労市民プラザや文化ホールは、一般利用者よりも高い料金で法人の利用が可能でして、そういった状況に合わせた利用方法へ変更することとなりました。

○委員 高洲は、あまり見込めませんよね。

○委員 いえ、民間の方たちが、勉強会などを主催して使用していただければ。

○委員 セミナーのようなものとか。

- 委員 稼働率はどのように算出しているのですか。
- 事務局職員 稼働率は、朝9時から夜9時までの12時間のうち、2時間1コマという予約の単位がありまして、1日6コマ。これに開館日数をかけて、総コマ数を出し、これが分母となります。分子は、実際に利用されたコマ数になります。
- 委員 部屋ごとですか。
- 事務局職員 部屋ごとです。
- 委員 2時間で、1単位ということですね。
- 事務局職員 そうですね、9時から11時・11時から13時といったように。
- 委員 10時から12時というのはいないのですか。
- 事務局職員 はい、ありません。時間が決められています。
- 委員 では、夜間の時間帯の稼働率が低いので、具体的にここを改善するよう提案をしてもらえるような方法を考えましょうか。
- 委員 そうしたら、真砂コミュニティセンターの図書室の閉館がもともと5時までだったものを9時にしたと、先ほど事務局から説明いただきましたよね。
- 事務局職員 はい。市の募集要項には5時までとしていましたが、指定管理者からの提案により9時に延長しました。
- 委員 そのように、具体的な問題点を市から提示して、指定管理者から提案していただいた方がわかりやすいかもしれませんね。やはり区の考えに合致した提案ができるような項目がほしいので、そういった項目が新設できるかどうか可能性を探ってもらえますか。
- 委員 夜間の稼働率の方が高い施設もあるのでしょうか。
- 事務局職員 ありません。美浜区の両施設は、市内の中で最も稼働率が高いです。
- 委員 募集の指定申請書類の中で、税務申告書の受付印があるものとか、申告書の受付のあるものとそれから申告書の中身の別添のところで、決算書とリンクしている箇所が1カ所あるのですが、それとの連携でこれが税務署に出した最初の決算書ですよというのを確認できる書類というのも要件にあった方が形式上いいのかなと思うことが一つと、あとは審査の、財務内容を審査する過程及びその後のモニタリングする過程で、毎期の勘定内訳明細表という勘定科目の明細がある方が財務内容を評価する上では有効だと思うので、それを添付書類に加えてはいかがでしょうかという点です。
- 委員 私もそれには同意します。
- 事務局職員 他部会でも税務署での受付印のある税務申告書を加えた方がいいという意見も出たそうですが、指定管理者制度を所管している業務改革推進課としては、あまり事業者にも過度の負担を負わせたくないという考えがあるようです。
- 委員 印刷費用がかかるだけで、新たに作成しなければならない書類ではないので、事業者が過度の負担を負うことにはならないと思います。
- 委員 提出していただくことは、極めて普通だと思います。
- 委員 他部会でも税務署の捺印があるものを提出いただきたいということで申し上げましたが、これは運用で対応が可能だと思います。実際にコピーをすればいいわけですから、負担がふえるわけではありませんよね。ですから、必須ではないけれども、税務署の捺印があるものを事実上要望すれば足りる話だと思います。

○委員 実際、他部会では最終的に、税務署の申告書類を出していただくことで意見がまとまりました。勘定科目内訳表についても、ペンディングしていますが、添付資料の一つですから、出せないことはないだろうと思います。

○委員 同じコミュニティセンターですから、共通する部分が相当あると思いますので、全区統一させる必要はありませんか。

○事務局職員 そうですね。統一が必要である部分も、当然あります。

○委員 コミュニティセンターとして、共通性があるものとそれから地域性といいますか個別性があるものと、それぞれありますから、共通性のあるものを一くくりにしていければいいのではないかと。

○事務局職員 そうですね。

○委員 最後は、市がどうするかということですよ。

○事務局職員 募集までに検討していきます。

○委員 地域特性に重点を置くのであれば、採点項目の新設と配点ですね。項目については、美浜区の地域特性を出すような、美浜区長の区政の運営の仕方と合致するかどうかなですね。

○事務局職員 項目については業務改革推進課で決まっていますので、新設は難しいと思います。

○委員 配点は変更できますね。

○事務局職員 はい、点数を変えることはできます。

○委員 そもそもコミュニティセンターを建てる時に、ある程度地域性を加味したような記憶がありますから、共通項目と地域性の問題とで分けいければいいと思いますね。

○部会長 では、意見をまとめてよろしいでしょうか。こういった意見がどこまで反映されるかはわかりませんが、親部会に上げていきたいと思います。

意味のある提案書・審査基準とするために、4点の意見ができました。まず1つ目は、地域性を反映させた項目を設定する。2つ目は、これまでの指定管理者が苦慮していた夜間の稼働率について、具体的な改善提案を求める。3つ目は、項目の新設と審査項目の配点の変更が可能かどうか。4つ目は、提出書類である計算書類の見直しです。

よろしいでしょうか。

(なし)

○部会長 ありがとうございます。

募集条件、審査基準に関して、委員の皆様からいただいた意見につきましては、募集要項等に十分反映していただきたいと思います。なお、修正した内容については、私と事務局にて調整するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○部会長 ありがとうございます。

それでは、次に真砂コミュニティセンターについて説明をお願いします。一部、高洲コミュニティセンターと重複する部分については、割愛なさっていただいて結構です。

○事務局職員 それでは、「千葉市美浜区真砂コミュニティセンター」に係る募集関係書類について、ご説明いたします。

まず、資料5-1「募集要項」についてご説明いたしますが、高洲コミュニティセンタ

一と同様に、一部資料の修正がございます。修正箇所につきましては、後ほどご説明いたします。

まず、5ページ「(3) 施設の概要」ですが、こちらは資料を修正しておりますので、「資料修正一覧表」の2ページ一段目・二段目と併せてご覧ください。

真砂コミュニティセンターは、「障害福祉サービス事業所・地域活動支援センター」及び「地域活動拠点」が併設された複合施設となっております。

体育館・音楽室・視聴覚室・多目的室が新設され、サークル室・創作室・ホールについては部屋数を拡充し、全体の部屋数は現在の10部屋から18部屋となります。

なお、4階の1室にあります「地域活動拠点」は、地区連協など各種団体の活動拠点として使用予定ではありますが、使用時期については未定となっております。

また、駐車場や植栽などの外構工事は現在設計中であり、平成28年3月末までに整備予定となっております。

施設の維持管理に関する業務の基準につきましては、資料5-2「管理運営の基準」の中で、ご説明いたします。

次に、5ページ下の「(4) 指定管理者制度導入に関する市の考え」にあります成果指標として、「諸室の稼働率」と「体育館の利用者数」を掲げ、数値目標は過去の実績等を勘案し、「指定期間最終年度において、「諸室の稼働率33%以上、体育館の利用者数15,000人以上」といたしました。こちらの数字ですが、「資料修正一覧表」の中段のとおり、「33.1%→33%」「15,256人→15,000人」に修正させていただきます。修正につきましては、先ほどの高洲コミュニティセンターと同様に、業務改革推進課より、稼働率については小数点以下を四捨五入し、整数で表示すること、利用者数については千人未満を四捨五入し、千人単位で表示することで問題ないとの指示があったことから、修正いたしました。なお、この数値目標は、他の資料でも記載されている箇所がありますが、「資料修正一覧表」のとおり、すべてこちらの数字に修正させていただきます。

次に、16ページをご覧ください。中段の「指定管理料の基準額について」という項目があり、高洲コミュニティセンターと同様、事前にお配りした資料では、数字の記載がありませんでしたが、「資料修正一覧表」のとおり、基準額は、棒読みで390,713千円（3億9071万3千円）となりました。

応募者はこの金額を下回るように提案することとなり、この基準額を超えて提案があった場合には、失格となります。

そのほかの項目につきましては、高洲コミュニティセンターと同様ですので省略いたします。募集要項につきましては、以上でございます。

続きまして、資料5-2「管理運営の基準」についてです。

高洲コミュニティセンターと異なる点についてご説明いたします。

まず、真砂コミュニティセンターは体育館がありますので、3ページから7ページにかけて「(1) 施設貸出業務」を記載しており、体育館については4ページ下段に受付・貸出方法を記載しております。こちらの運用につきましては、市内6区のコミュニティセンターの体育館の運用と同様となります。

次に10ページ下段「3 施設維持管理に関する業務の基準」ですが、こちらは、施設の維持管理に係る業務内容が示されております。

真砂コミュニティセンターは複合施設であり、設備の点検や清掃、機械警備、門扉の施錠、植栽などの建物全体管理及び共用部分における維持管理は指定管理者が一括して行うこととなります。

施設ごとに行う業務としましては、16ページ中段「(イ) ごみ処理」にあります、ごみ処理委託やごみ集積所の管理、それから、17ページ(9) 保管警備業務(ア) 日常警備及び巡回業務、そして、最後のページにあります「管理エリア図(建物・敷地)」に基づき、専用部分における駐車場の管理及び修繕、備品・消耗品の管理につきましては、施設ごとに行うこととしております。こちらの「管理エリア図(建物・敷地)」につきましても、修正がございまして、こちらは差替えをお願いいたします。内容につきましては、「資料修正一覧表」の2ページ一番下に記載がありますとおり、管理エリア図の3ページ右上、4階の青色部分が、「自治集会室」から「地域活動拠点」へと名称が変更となりました。

また、施設の専用部分に係る光熱水費及び通信費は、24ページの下段「(2) 施設の管理に関する留意事項」の「エ」に記載がありますとおり、各施設の負担としております。

光熱水費の支払方法につきましては、資料の修正がございまして、「資料修正一覧表」の2ページ下から2段目に記載してありますとおり、【障害福祉サービス事業所・地域活動支援センター】については、指定管理者が一括で支払い、子メーターの数値に基づく使用料金相当額を各施設へ請求する、【地域活動拠点】については、指定管理者が一括で支払い、面積按分に基づく使用料金相当額を各施設へ請求すること、となります。

管理運営の基準につきましては、以上でございます。

修正が多く、申し訳ありませんでした。

次に、資料5-3から資料5-5につきましては、高洲コミュニティセンターと同様ですので、説明は省略します。

千葉県美浜区真砂コミュニティセンターに係る募集関係書類に関する説明は、以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明いただきましたが、募集条件及びスケジュール等に関して、ご質問を含めてご意見がございますか。

事務局から説明がありましたとおり、同じ美浜区のコミュニティセンターですので、資料5-3から5-5までは重複しているため、特に追加説明は必要ないかと思えます。

ポイントになるのが、先ほど現地を視察していただいたとおり、従来の真砂コミュニティセンターとは、場所も違って施設規模も大きくなります。その点を鑑みて、それにふさわしい事業者を選定するとすれば、どういった審査項目がよいかを議論できればと思います。

○委員 併設されている障害福祉サービス事業所・地域活動支援センターは具体的にどういうことを行っているのかと、共同して何か事業を実施する可能性があるのかを教えてください。

○事務局職員 障害福祉サービス事業所と地域活動支援センターにつきましては、両施設とも既に入所する事業者が決まっています、社会との交流促進など、障害者の社会的自立をサポートするような多様な事業を行っています。

○委員 昔の授産施設みたいな。

○白井美浜区長 地域活動支援センターというのは、主に障害者といっても、身体・知

的・精神のかたが集まって、そこでケーキを作るといったように、障害者の昼間の居場所を確保するような施設ですね。障害福祉サービス事業所は、障害者総合支援法という法律に基づいて、いわゆる高齢者と介護サービスのよう、デイサービスなどの障害者へのサービスを提供している事業所です。

○委員 コミュニティセンターと何か一緒に事業を行うようなことを想定されているのでしょうか。

○事務局職員 オープンスペースでの園芸作業など、一緒に事業を実施することはできると思います。

○委員 わかりました。それから、資料5-1の募集要項の16ページに、指定管理料の金額が示されていますが、どのように基準額を定めたのですか。真砂コミュニティセンターは、全く新しい施設ですよ、

○事務局職員 こちらは、6ページの数値目標とも連動していますが、部屋数が約2倍になること、駅から少し遠くなるということ、それから磯辺に地域の活動拠点となるような集会所ができたことから、26年度の平均稼働率約54%に2分の1を掛けまして27%、これに、平均稼働率の伸び約1%を毎年足しこんでいきますと、指定期間最終年度には、33%となります。この稼働率から利用料金収入を算出しました。また、支出については、高洲のコミュニティセンターの実績を参考にし、面積按分で算定しました。

○委員 主な経費としては、水道光熱費でしょうか。

○事務局職員 その他に、清掃や設備などの施設の維持管理に係る管理費ですね。

○委員 妥当な数値と言えるのですかね。大きく赤字になってしまう可能性もあるし、逆に大きく黒字になってしまう可能性もありますが、とりあえずこれでやるしかないということなのでしょうか。

○事務局職員 そうですね。

○委員 もちろん数値は変えられないでしょうが、応募者は色々と考えて応募してきますので、管理費の縮減という評価項目に直接関わってくるでしょうから、評価をする上で把握しておいた方がよろしいかと思いましたが。

○委員 市側で、この施設の年間の光熱費を事前にシミュレーションで積算をしていますよね。

○事務局職員 はい。

○委員 それが根拠なのでしょうね。

○事務局職員 体育館の1万5千人という数字は、6区の中で最も利用者数の少ない畑コミュニティセンターの体育館の数字を用いました。

○委員 畑コミュニティセンターを使ったのですね。

○事務局職員 はい。

○委員 周辺に小学校や保育園・幼稚園もある施設ですね、前例がないのでなかなか積算するのは難しいと思いますが。

駐車場の台数が75台ですよ。高洲コミュニティセンターは105台ですよ。

○事務局職員 はい。ただ真砂コミュニティセンターの外構は、現在設計中ですので、台数が変更となる可能性もあります。

○委員 トータル何万人の予定ですか。諸室の利用を30%で仮定すると。大体これで

10万人いくというような見方でいいのですよね。

○事務局職員 一部屋何人の利用にするかというところで変わってきます。

○委員 現在の真砂コミュニティセンターの26年度の利用者が約11万7千人ですよね。

○事務局職員 そうですね。

○委員 ここまではではないとしても、10万いきますかね。

○事務局職員 今の利用者が、そのまま使うとも限りませんからね。

○委員 少なくとも、今よりは駐車場のスペースは広いわけですよね。

○事務局職員 そうですね。ただ、駅からは遠くなります。

○委員 高洲コミュニティセンターは駅から近いのに105台ですが、真砂コミュニティセンターは駅から遠いのに75台なのですね。駅から遠いということは、車で来る人も多いというふうに考えるしかないのですよね。現在の真砂コミュニティセンターは、駅を利用している人はあまりいないのですか。磯辺と真砂がやはり多いのですか。

○事務局職員 磯辺と真砂で、利用者の半分を占めます。

○委員 磯辺には集会所ができましたから、磯辺の利用者は少し減ると考えられますね。

○事務局職員 減る可能性はあります。

○委員 可能性ありますね。バス便は悪いのですよね。

○事務局職員 はい。

○委員 すみません。今現在、真砂コミュニティセンターは何台ですか。

○事務局職員 40台です。

○委員 駐車場に入れれないといった問題はありますか。

○事務局職員 今まで、そのような話は聞いたことがありません。高洲コミュニティセンターは、月に数回満車になることがあるそうですが。

○委員 ただ、40台だけれども、1、2階の人たちも使っていますよね。

○事務局職員 そうです。

○委員 高洲地区からも使えそうな距離ではありますね。道路挟んだら、もう高洲地区ですから。車の利用が多くなるような気がします。

○委員 施設の大きさの割に、駐車場が少ないような気がします。徒歩で来られる方を多く見込んでいるのでしょうか。

○事務局職員 福祉専用の駐車場もありますし、既存施設を利用していますので。

○委員 では、選定基準については同じ美浜区ですから、先ほどの高洲コミュニティセンターの意見と同様だと思いますが、強調したいのは、やはり移転して新しくなりますので、他の配点項目を削ってでも、施設利用の促進の方策と自主事業の効果的な実施に向けての配点を高くした方がいいのではないかと思います。やはり、移転初年度から積極的に外にPRしていってくれるような事業者がいいと思うのですよね。

○委員 同じことの繰り返しですけれども、採点基準の配点の変更が難しいのであれば、やはり応募者のプレゼンの際に、その辺をきちんと意識してプレゼンをしていただきたいですね。施設をどのように活用していくのか、関連施設とどのように連携していくのかといったことを。

○委員 あとは、同じ美浜区ですので、先ほど申し上げた高洲コミュニティセンターに

関する意見を盛り込んでいただければと思います。

○部会長　では、他にご意見等ございますか。

○委員　真砂コミュニティセンターでは、新設である体育館を使った自主事業を考えてもいいのですか。

○事務局職員　もちろん、自主事業を実施していただいてもかまいませんが、あくまで空いている時間に実施していただくこととなります。

○委員　それから、利益の還元についてですが、これだと儲かるのかね。利益が出た分は千葉市に返しなさいよということですよ。

○事務局職員　そうですね。

○委員　儲けたらいけないと書いてあるというようなものなのかもしれませんが、こういうのはどうなのでしょう。

○委員　収入の10%が目安ですよ。

○事務局職員　そうですね。

○委員　還元額を計算してみると、1年間の委託料が約8千万円ですよ。その10%が利益還元額の基礎的な控除になるわけですから、800万円以上儲からないと、利益の還元が無いということですよ。

○事務局職員　そうですね。

○委員　赤字だった場合は、千葉市が持ち出すということはないのでしょうか。

○事務局職員　ありません。赤字だった場合は、指定管理者の負担です。

○委員　質問をよろしいですか。体育館ですけど、スポーツとしてはどんな利用をお考えになっていますか。

○事務局職員　他のコミュニティセンターと同様ですが、バスケット、バレーボール、バドミントン、卓球の4種目です。

○委員　それは、他の施設がそうだからということでしょうか。

○事務局職員　そうです。基本的には、どのコミュニティセンターの体育館も同様の設備を整えていくということですので。

○委員　ニーズはあるのですか。

○事務局職員　バドミントンが特に利用が高いようです。

○委員　新規のスポーツの検討はしていませんよね。新しいサークルをつくるのには、結構、障壁になっていますよね。

○事務局職員　備品を買うなど、設備を整えなければいけませんね。

○委員　他区ではバトントワリングの申し出があったようで、少し若い層が入ってくるという意味ですよ。そうやって多世代間の交流をつくり出そうと思ったら、今、手薄になっている世代の提案というのは受け入れたいものですよ。

○部会長　他によろしいでしょうか。

(なし)

それでは、募集条件、審査基準に関して、委員の皆様からいただいたご意見につきましては、募集要項等に十分反映していただきたいと思います。なお、修正した内容については、私と事務局とで調整するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○部会長 ありがとうございます。

以上で指定管理者選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項についての審議は終了いたします。

次に、議題2の今後の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局職員 では、資料6、今後の予定をお開きください。

まず、次期指定管理予定候補者選定の流れについてご説明させていただきます。

本日ご審議いただきました募集条件、審査基準等につきましては、(先ほどご説明させていただきましたとおり、)委員の皆様からのご意見を反映させるよう修正いたします。

修正後の募集要項等を7月27日(月)より公表し、指定管理予定候補者の募集を開始いたします。その応募者について、10月19日(月)【場合により15日(木)も】に予定しております第3回区役所部会にて、委員の皆様へ審査、選定していただきます。

選定していただいた結果については、小川部会長さんより選定評価委員会の横山会長へご報告いただき、その後、横山会長さんから市長あてに、委員会の意見として答申をしていただきます。その答申を基に、指定管理予定候補者を決定し、仮協定を締結した後、12月に開催予定の平成27年第4回千葉県議会定例会に指定管理者の指定に係る議案を提出いたします。議決をいただきましたら、基本協定を締結し、平成28年4月から管理を開始することとなります。

また、部会の会議録及び委員会会長からの答申につきましては、市ホームページにて公表することとなります。会議録につきましては、後日委員の皆様にご確認をお願いいたしますので、よろしくをお願いいたします。次回の部会の会場などの詳細につきましては、後日改めて事務局からご連絡させていただきます。

以上でございます。

○部会長 ただいまの事務局からの説明について、何かご質問等はございますか。

特になければ、次に進めてまいります。

それでは、最後に議題3のその他ですが、委員の皆様から何かございますか。

(なし)

○委員 要望が二つあります。

一つ目は、この指定管理者制度の鍵を握るのは、やはり行政の職員の皆様方ですので、モニタリング能力を上げるような措置を講じていただきたいと思います。評価シートを見ていただくとわかりますが、市のモニタリング能力というのは結構重要だと思います。

二つ目は、区ごとに指定管理者制度自体と実務現場に対する理解度が違いますね。そこについては、6区で勉強会などを実施してほしいなと思います。また、それに伴って、各区の特色を反映させるような評価基準を新設した方がいいと思います。文教地区であって若い世代が増えているとか、高齢化が進んでいるとか、法人需要が見込めるとか、各区が抱えている問題は異なりますし、様々な特色があると思いますので、そのような違いを盛り込むような審査基準を作成していただければと考えます。

そう考えるならば、やはり、まちづくりの現場を担っている皆様方に自信を持ってほしいなと思います。

私からの意見は以上でございます。

○部会長 他に何かございますか。

(なし)

○部会長 では、皆様方のご協力によりまして、本日の議事は、全て終了しました。ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局職員 以上をもちまして、平成27年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第2回美浜区役所部会を閉会いたします。

本日も長時間、慎重なご審議をどうもありがとうございました。